

# 特定非営利活動法人 e ワーク 愛媛寄付金品 取扱規程

制定 平成 26 年 6 月 18 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、定款第 39 条に基づき特定非営利活動法人 e ワーク 愛媛（以下「この法人」という）が受領する寄付金品に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第 2 条 この法人が受領する寄付金品の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄付金品 個人又は団体からの使途の指定がなされないで受領する寄付金品
- ② 指定寄付金品 個人又は団体から使途を指定されて受領する寄付金品及び広く一般社会にこの法人が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄付金品

2 この規程における寄付金品とは、金銭、金銭以外の財産権を含む不動産・動産および、フードバンク事業に寄付される食料・雑貨類などをいう。

## (一般寄付金品の募集等)

第 3 条 この法人は常時、一般寄付金品を募るものとする。

2 一般寄付金品は、寄付金品総額の 50%以上を定款第 4 条に規定するこの法人の活動（以下「非営利活動」という）に使用することとして募集しなければならない。

## (指定寄付金品の募集等)

第 4 条 この法人は、指定寄付金品を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 指定寄付金品は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、非営利活動の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

## (募集要項の交付等)

第 5 条 指定寄付金品を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ上において募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

## (受領書等の送付)

第 6 条 この法人は、一般寄付金品または指定寄付金品を受領したときは、遅滞なく受領書および募集要項を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄付金品の受領書には、この法人の非営利活動に関する寄付金品である旨、金額（物品の場合は個数・重量・時価など）及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、当該指定寄付金品の募集期間終了後、速やかに寄付金品総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページなどインターネット上での公開に代えることができる。

2 この法人は、指定寄付金品の支出が完了したときは、当該寄付金品の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページなどインターネット上での公開に代えることができる。

(使途を指定されて受領する寄付金品)

第8条 この法人は、個人又は団体より一般寄付金品又は指定寄付金品を受領することができる。受領に際しては、寄付金品申込書にて寄付者の資金使途等の意思を確認するものとする。

2 指定寄付金品について寄付者から資金使途及び寄付金品の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金品が下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄付金品の受領を辞退しなければならない。

① 寄付者がある寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

② 寄付金品の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合

③ 前2号に掲げる場合のほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(顕彰)

第9条 この法人は、この法人に対して寄付を行った者に対して、理事会が別に定めるところにより、顕彰することができる。

(情報公開)

第10条 この法人が受領する寄付金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする

(個人情報保護)

第11条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成26年7月1日から施行する。